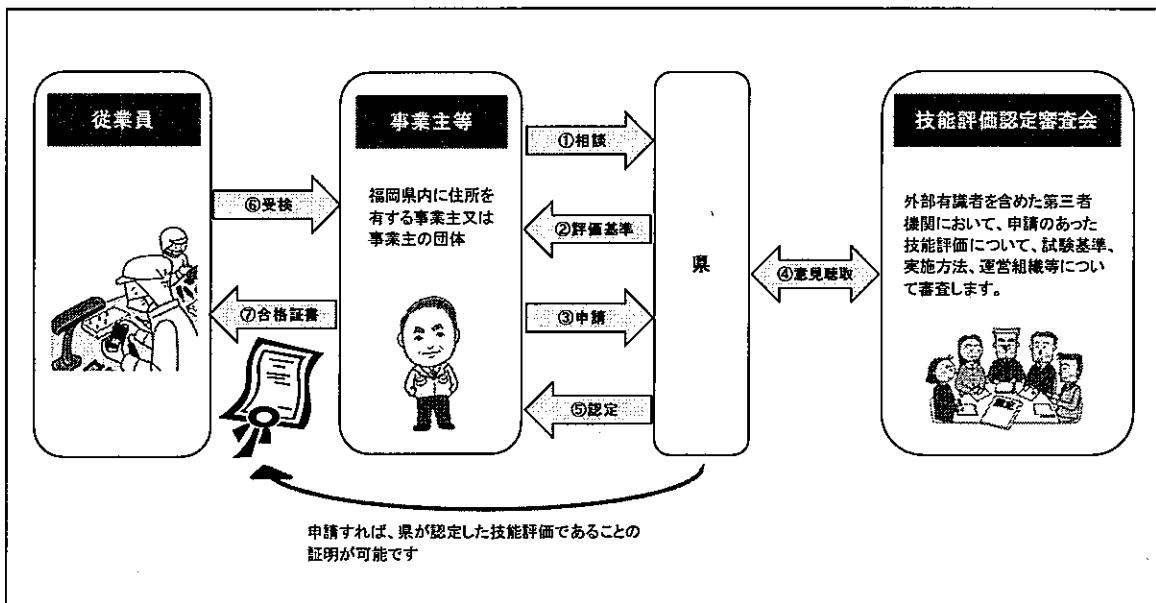


〈福岡県技能評価認定制度のあらまし〉



① 相談

技能評価の認定の申請に当たっては、事前に県に実施しようとする技能評価の対象職種、実施体制、実施方法等を相談してください。

② 評価基準

相談のあった職種が、国が実施する技能検定とは異なり補完関係が明らかであり、技能評価を行うことが県内技能者の社会的、経済的地位の向上につながると判断される場合は、県はその職種に適用される評価基準を定めて公表します。

③ 申請

認定申請に必要な書類を提出

④ 意見聴取

認定に当たっては、技能評価認定審査会を開催し、委員から試験基準、実施方法、運営組織等について意見を聴取します。

⑤ 認定

技能評価認定審査会の意見を踏まえ、認定要件を満たしていると判断されると、福岡県知事の認定証が交付されます。

認定を受けた技能評価は、「福岡県知事認定」の表示をすることが可能となります。

⑥ 受検

技能評価が実施されます。

⑦ 合格証書の交付

申請すれば、合格者に交付する合格証書に知事の証明を受けることができます。